

各位

会社名 株式会社Birdman
 代表者名 代表取締役社長 吉川 元宏
 (コード番号：7063 東証グロース)
 問合せ先 取締役経営企画室長 國松 晃
 (TEL. 03-6865-1322)

**第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権の発行並びに
 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、2026年3月5日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、第三者割当による第9回新株予約権（以下、同日付「役職員・当社関係者に対する有償ストック・オプション（第10回新株予約権）の発行に関するお知らせ」記載の第10回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式の発行と本新株予約権の発行とを併せて「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本第三者割当については、2026年3月30日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において本第三者割当に関する議案が特別決議によって承認されることを条件としております。

また、本第三者割当により、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権

1. 募集の概要

【第三者割当による新株式発行の概要】

(1) 発行株式数	普通株式 6,666,700株
(2) 発行価額	1株につき 金150円
(3) 発行価額の総額	1,000,005,000円
(4) 資本組入額	500,002,500円（1株につき75円）
(5) 募集又は割当方法	第三者割当方式
(6) 割当予定先及び割当株式数	KANDB INVESTMENT L.L.C 6,666,700株
(7) 払込期日	2026年3月31日
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。当社は、各割当予定先との間で、払込期日までに引受契約書（以下「本引受契約書」といいます。）を締結する予定です。また、上記第三者割当増資による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行については、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における①大規模な希薄化に関する議案が承認されること、②本臨時株主総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されることを効力発生条件としております。

【第9回新株予約権の概要】

(1) 割当日	2026年3月31日（火曜日）
(2) 新株予約権の総数	213,334個（新株予約権1個につき100株）
(3) 発行価額	総額2,773,342円（新株予約権1個につき金13円）
(4) 当該発行による潜在株式数	21,333,400株
(5) 調達資金の額	3,202,783,342円 内訳 新株予約権発行による調達額 2,773,342円 新株予約権行使による調達額 3,200,010,000円
(6) 行使価額	1株当たり金150円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による KANDB INVESTMENT L.L.C 213,334個
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。2026年3月30日開催予定の臨時株主総会における①大規模な希薄化に関する議案が承認されること、②本臨時株主総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されることを効力発生条件としております。 当社は、割当予定先との間で、払込期日までに募集新株予約権引受契約を締結する予定です。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の背景、目的及び理由

当社は、広告市場に属するマーケティングソリューション事業（以下「MS事業」といいます。）および、エンタメ・コンテンツ市場において展開するエンターテインメントトランスフォーメーション事業（以下「EX事業」といいます。）を主幹事業としております。なお、MS事業とは、組織図の変更により、マーケティングトランスフォーメーション事業（MX事業）から名称変更したものです。

当社は、店頭プロモーションに特化した企業として創業後、広告、マーケティング、ブランディング領域へと事業領域を拡張してまいりました。EX事業における重要なテーマの一つである「エンタメのDX化」を推進すべく、当社がこれまでに培ってきたデジタル・テクノロジーおよびプロダクト開発のノウハウを活用し、アーティストのライブやイベント、ファンとの交流機会において、オンライン・オフラインを問わず新たな体験価値の創出に取り組んでおります。

我が国の経済は、国際情勢の不透明感や為替変動、資源価格の動向等を背景に、依然として先行き不透明な状況が続いております。一方で、社会経済活動は概ね正常化しており、エンターテインメント市場においても、リアルイベントやライブを中心としたオフライン分野の需要は回復基調にあります。また、コロナ禍を契機として進展したデジタル技術の活用は、オフラインとオンラインを融合した新たなビジネスモデルの構築を促しており、同市場を取り巻く事業環境は構造的な変化の途上にあります。

このような事業環境のもと、当社グループの第13期連結会計年度（自2024年7月1日至2025年6月30日）における業績は、売上高319,062千円（前連結会計年度比84.7%減）、営業損失561,214千円（前連結会計年度は営業損失1,840,223千円）、経常損失684,530千円（前連結会計年度は経常損失2,021,554千円）、親会社株主に帰属する当期純損失715,849千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3,028,783千円）となりました。

当社グループは、第12期連結会計年度における業績悪化および債務超過の発生を踏まえ、経営体制の刷新、ガバナンス体制の強化および各事業における投資判断・リスク管理体制の見直しを実施し、2024年12月5日付「第三者割当による新株式発行、第8回新株予約権の発行及び主要株主及び主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」で公表の通り、32億円の資金調達を行いました。現時点において、95%の行使が完了しており、その資金使途は、①運転資金に8.3億円、②事業資金（MX事業）に5.98億円、③M&A及び資本業務提携資金に0億円、④短期借入金返済に1.7億円、⑤長期借入金返済に2.2億円、⑥事業資金（再生エネルギー事業）に9.9億円を充当しております。特に②事業資金（MX事業）に関しては、プロデューサー人材4名の採用（うち1名退職）と、41件を受注（売上見込み155百万円）しており、事業構築は順調に進んでおります。

一方、経営体制を刷新したことにより、当社は中長期的な成長および事業基盤の安定化を図るため、事業再編段階にあります。特に、EX事業においては、年々事業規模が縮小傾向にありましたが、事業再編に向けてライブ・イベント関連事業の拡充および高度化、ならびに当社MS事業における広告事業とのシナジー創出に向けた投資を継続的に実施していく必要があると判断しております。両事業のシナジーを最大化することで、双方のクライアントに幅広い提案が可能になり、当社全体の売上向上につながると考えております。特に、現在検討中であるオンラインプラットフォームを活用したライブ配信事業を中核とする新たな事業モデルの構築は、今後の事業展開において重要な施策の一つであります。

また、当社は、事業ポートフォリオの多角化および安定的な収益源の確保を目的として、2025年10月27日付「新たな事業の開始及び固定資産の取得に関するお知らせ」に記載の通り、2026年6月期から新規事業として再生可能エネルギー事業を開始し、系統用蓄電池の保有及び発電設備等への送電系統に係る権利付きの系統用蓄電池用地の取得及び販売を行っております。さらに、将来的な成長機会の獲得を目的として、収益力およびキャッシュ・フロー創出能力を有する事業または企業を対象としたM&Aについても検討を行っております。

以上のとおり、当社は事業再構築および新規事業の立ち上げ段階にあり、当面は投資が先行することが見込まれることから、財務基盤の一層の健全化が必要であると認識しております。このため、借入金の返済による負債圧縮を図るとともに、投資回収までの期間における人件費等を含む運転資金を確保することが必要であると判断いたしました。

これらを踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当による資金調達により、財務基盤の改善および将来のキャッシュ・フロー改善に資する施策の実行に必要な資金を確保することが必要であると判断し、本第三者割当を実施するものであります。

（2）当該資金調達の方法を選択した理由

当社の資金需要につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、当社の事業拡大に伴う収益化の向上ならびに財務基盤の安定化を目的としており当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることに加えて、当社グループの財政状態から新規の借入は困難であるとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。

① 公募増資

公募増資は、一度に資金調達が可能となり、有力な資金調達手段の1つではありますが、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

また、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

② MSワラント又はMSCB

株価に連動して行使（転換）価額が修正される新株予約権（いわゆるMSワラント）や転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、MSワラントについては、行使価格の下方修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があること、MSCBについては、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいことから、いずれも今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ ライツ・オフアリング

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aの定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

このたび選択したスキームにおいて、議決権比率ベースで113.87%と大規模な希薄化を伴う発行であり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性があります。当社としても割当予定先より市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しておりその影響は限定的であると考えております。当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しております。

本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、割当予定先は一度に第9回新株予約権の行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有していないため、割当予定先からの要請と協議に基づき、割当予定先が本第三者割当により取得した新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返すことで、割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。

本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。

<本新株予約権の特徴について>

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、MSCBやMSワラントと比較して既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSCBワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は150円で固定されており、将来的な市場

株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

②買取請求権（取得条項）

第9回新株予約権には、割当日以降いつでも、2週間前までに第9回新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当社は第9回新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い第9回新株予約権者の保有する第9回新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、第9回新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、当社の資本政策の柔軟性を確保すること並びに割当予定先の行使促進を促すという観点からも、第9回新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定しておくことは、当社にとっては必要であると考えております。

③譲渡制限

第9回新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本引受契約書における制限として、割当予定先が第9回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、第9回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,202,788,342円	134,322,391円	4,068,465,951円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行による調達額である1,000,005,000円、第9回新株予約権の発行価額の総額2,773,342円、第9回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額3,200,010,000円を加えた額です。
2. 発行諸費用の内訳は、登記費用、割当予定先等調査費用、株価算定費用・新株予約権価格算定費用、有価証券届出書作成等支援業務費用、弁護士費用、ファイナンシャルアドバイザー費用最大126,000,000円（権利行使代金の3%）（ファイナンシャルアドバイザーは、BDE有限責任事業組合（組合員 毛利竜太、吉松利益）（以下「BDE」といいます。））です。なお、発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 第9回新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスケジュール及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式の発行による調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期

① 運転資金	100	2026年7月～2027年3月
② 借入金返済	900	2026年3月～2026年5月
計	1,000	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

＜第9回新株予約権の発行による調達する資金の具体的使途＞

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	368	2026年7月～2027年3月
③ EX事業分野における新規事業の運営資金	300	2026年4月～2027年3月
④ 再生エネルギー事業分野における新規事業の運営資金	300	2026年4月～2027年1月
⑤ M&A資金	2,100	2026年4月～2027年3月
計	3,068	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 資金使途は、記載順にて充当する予定です。なお、第9回新株予約権の行使期間は2028年3月までとなっておりますが、引受先との協議の結果、当社の流動性を鑑みて、概ね1年間で全ての行使が完了できる旨を受けております。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

① 運転資金

当社グループは、前々期である第12期連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上した結果、債務超過となりました。この点、前連結会計年度においては、新株予約権の行使等による資金調達により、債務超過は解消したものの、前期連結会計年度において売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しました。

当会計年度においても、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

さらに、「2025年6月期 有価証券報告書の注記事項（重要な後発事象）（手元資金の減少）」に記載のとおり、前連結会計年度末日後に、多額な支払（①2025年8月13日付のKANDB INVESTMENT LLCからの第8回新株予約権の預り金500,100千円の返金、②2025年8月18日付の株式会社Mooreへの143,091千円の支払、③2025年8月22日付の株式会社Mooreへの164,651千円の支払）が発生した結果、手元資金が減少しております。

当該支払が生じた経緯は以下の通りです。

- ①第8回新株予約権の引受先である KANDB社が当該新株予約権の行使代金として、当社に

500,100千円支払を行いました。当時の当社代表者において、海外カスタディ業務における名義管理の実務（受託名義・オムニバス口座構造等）に関する理解が十分でなかったことから、当該名義不整合を理由として、信託銀行に対し当該新株予約権行使は有効に成立していない旨（無効である旨）の連絡を行う判断に至り、正式に当該新株予約権行使が無効となり、預り金を返金する必要が生じたことが原因となります。

②当社の広告事業においては、人員不足により一部が外注先への依頼も増えております。取引先からの受注に対し、売上入金より先に外注先への発注費用の支払いが必要となるケースも多く、当該支払もそちらに該当いたします。

また、当社は事業再建段階にあり、新規事業の立ち上げや既存事業の拡大が急務となります。予算については、各事業部ごとに予算管理を行い、各事業部の売上を同一事業の必要経費に再投資する検証・拡張に再投資することを想定しております。

各事業部における支出は新規事業立ち上げに係る限定的・段階的な投資である一方、これら個別事業の進捗に依存せず、全社機能を安定的に維持するための運転資金を必要としております。そのため、当社グループの運転資金の補填として、本新株発行および第9回予約権発行により調達した資金約468百万円を2026年7月～2027年3月の期間において運転資金に充当することを予定しております。具体的には変動費である9か月分の運転資金として人件費130百万円（役員報酬、管理本部等に所属するバックオフィス業務に携わる従業員及び業務委託先への外注費のみであり、その他の人件費は各々所属している事業部予算に組み込んでおります。）、地代家賃28百万円、一般管理費310百万円を予定しております。

②借入金返済

当社グループは、金融機関及びその他借入先からの借入があり、財務基盤の改善を目的として借入金の一括返済を予定しております。

当該資金は、借入金返済として900百万円を2026年3月～2026年5月に支出することを見込んでおります。

1) 借入金及び利息（14百万円）

借入先	りそな銀行
当初借入金額	200 百万円
借入実行日	2021 年 5 月 31 日
当初返済期日	2026 年 5 月 29 日
返済予定日	2026 年 5 月 29 日
最終返済期日	2026 年 5 月 29 日
利率	1.1%
2026 年 3 月 5 日利息残高 (遅延損害金含む)	18 万円
担保	なし
資金使途	新型コロナウイルス感染症が市場及び事業環境にもたらす長期的な影響を勘案し、財務基盤をより一層強固なものにするために、運転資金及び既存事業に対しての費用として
2026 年 3 月 5 日借入残高	13 百万円

2) 借入金及び利息（78百万円）

借入先	商工組合中央金庫
初回借入金額	200 百万円
初回借入実行日	2021 年 8 月 31 日
当初返済期日	2026 年 7 月 31 日
利率	1.11%

2回目借入金額	100 百万円
2回目借入実行日	2022 年 12 月 30 日
当初返済期日	2027 年 11 月 30 日
利率	0.68%
2026 年 3 月 5 日利息残高 (遅延損害金含む)	68 万円
担保	なし
資金使途	新型コロナウイルス感染症が市場及び事業環境にもたらす長期的な影響を勘案し、財務基盤をより一層強固なものにするために、運転資金及び既存事業に対しての費用として
2026 年 3 月 5 日借入残高	77 百万円

3) 借入金及び利息 (36百万円)

借入先	伊予銀行
当初借入金額	100 百万円
借入実行日	2022 年 9 月 30 日
当初返済期日	2027 年 9 月 30 日
返済予定日	2026 年 5 月 31 日
最終返済期日	2027 年 9 月 30 日
利率	1.41%
2026 年 3 月 5 日利息残高 (遅延損害金含む)	49 万円
担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び既存事業の発注等に関する必要費用として
2026 年 3 月 5 日借入残高	35 百万円

4) 借入金及び利息 (39百万円)

借入先	武蔵野銀行
当初借入金額	100 百万円
借入実行日	2022 年 11 月 30 日
当初返済期日	2027 年 11 月 30 日
返済予定日	2026 年 5 月 31 日
最終返済期日	2027 年 11 月 30 日
利率	0.97%
2026 年 3 月 5 日利息残高 (遅延損害金含む)	37 万円
担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び既存事業の発注等に関する必要費用として
2026 年 3 月 5 日借入残高	38 百万円

5) 借入金及び利息 (37百万円)

借入先	香川銀行
当初借入金額	100 百万円
借入実行日	2022 年 11 月 30 日
当初返済期日	2027 年 11 月 25 日
返済予定日	2026 年 5 月 31 日

最終返済期日	2027年11月25日
利率	1.29%
2026年3月5日利息残高 (遅延損害金含む)	56万円
担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び既存事業の発注等に関する必要費用として
2026年3月5日借入残高	36百万円

6) 借入金及び利息 (106百万円)

借入先	みずほ銀行
当初借入金額	200百万円
借入実行日	2023年6月30日
当初返済期日	2028年6月30日
返済予定日	2026年5月31日
最終返済期日	2028年6月30日
利率	8.25%
2026年3月5日利息残高 (遅延損害金含む)	822万円
担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び既存事業の発注等に関する必要費用として
2026年3月5日借入残高	97百万円

7) 借入金及び利息 (590百万円)

借入先	伊達 晃洋
当初借入金額	299百万円
借入実行日	2024年2月13日
当初返済期日	2025年2月12日
利率	0%
2回目借入金額	102百万円
2回目借入実行日	2024年5月31日
当初返済期日	2025年5月31日
利率	0%
3回目借入金額	40百万円
3回目借入実行日	2024年6月2日
当初返済期日	2025年6月27日
利率	0%
4回目借入金額	20百万円
4回目借入実行日	2024年6月28日
当初返済期日	2025年6月28日
利率	0%
5回目借入金額	108百万円
5回目借入実行日	2024年12月9日
当初返済期日	2025年7月10日
利率	0%
2026年3月5日利息残高 (遅延損害金含む)	2,100万円

担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び番組制作に関する必要費用として
2026年3月5日借入残高	569百万円

③EX事業分野における新規事業の運営資金

当社グループは店頭プロモーションに特化した企業として創業後、広告、マーケティング、ブランディング領域へと事業領域を拡張してまいりました。EX事業における重要なテーマの一つである「エンタメのDX化」を推進すべく、当社がこれまでに培ってきたデジタル・テクノロジーおよびプロダクト開発のノウハウを活用し、アーティストのライブやイベント、ファンとの交流機会において、オンライン・オフラインを問わず新たな体験価値の創出に取り組んでまいりました。

当該資金は、EX事業分野における新規事業として開始予定の、オンラインプラットフォームを活用したライブ配信事業を中核とする新たな事業の運営資金として、主要なプロデューズ及びマネジメント人材の確保、業務委託契約に伴う先払い外注費用、及び同事業に伴う広告宣伝費として充当予定であります。

なお、現在計画している資金計画では、主要なプロデューズ及びマネジメント人材の正規社員5名の新規確保を含めた人件費として50百万円、外注費の先払い費用として150百万円、広告宣伝費として100百万円の合計300百万円を2026年4月～2027年3月の期間において支出することを見込んでおります。

④再生エネルギー事業分野における新規事業の運営資金

当社グループは、2025年10月27日付「新たな事業の開始及び固定資産の取得に関するお知らせ」に記載の通り、2026年6月期から新規事業として再生可能エネルギー事業を開始し、系統用蓄電池の保有及び発電設備等への送電系統に係る権利付きの系統用蓄電池用地の販売を行っております。

特に発電設備等への送電系統に係る権利付きの系統用蓄電池用地の販売は、2025年12月25日付「販売用不動産（系統用蓄電池用地及び発電設備等への送電系統に係る権利）の取得に関するお知らせ」に記載の通り、系統連携完了前に土地及び権利を売却することから、当社の保有期間も半年から1年程度と短く、市場の影響を受けるリスクも少ないため、比較的短期間で収益を生み出すことができる構造となっております。

当該資金は、販売用不動産（系統用蓄電池用地及び発電設備等への送電系統に係る権利）の取得として充当予定であります。

なお、現在計画している資金計画では、販売用不動産3件の取得費用として、300百万円を2026年4月～2027年1月の期間において取得することを見込んでおります。

⑤M&A資金

当社グループでは、収益性の安定及び長期的な運転資金の確保を図るため、収益性の高い企業とのM&Aを検討しております。第9回新株予約権によって調達する資金を充当するM&Aの内容としましては、現段階で具体的に選定した投資候補先との交渉も順調に進んでおります。また、交渉段階におけるデューデリジェンス及び弁護士費用等の諸経費を10%程度見込んでおります。候補先との交渉が進み具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。また、現在交渉中の候補先と合意に至らなかった場合においても、継続して候補先の検討を行う方針がありますが、当該資金使途に充当しないことが明らかになった時点で、適切に開示することといたします。このように第9回新株予約権による調達資金のうち、本件資金使途に対し、当社において対象会社1社分のM&A費用として2100百万円を2026年4月～2027年3月に支出することを見込んでおります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により、大規模な希薄化を伴うこととなります。近年、当社のコア事業であるMS事業と併せて取り組んできたEX事業の収益化の見通しが非常に厳しく、EX事業の立て直しが急務となっております。上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時（2）調達する資金の具体的な用途」にも記載したとおり、EX事業を早期に立て直しや再生可能エネルギー事業の拡大による中長期的な収益化を図りますが、当社単独での売上ボリュームの増大には限界があるため、今後、早期の当社の財務基盤を含めた安定化には、M&Aが必須との判断に至ったものであります。

M&A戦略により、当社の既存事業とのシナジーを最大限に生かし、将来に渡り安定的な利益を創出できる体制を構築いたします。

現段階で検討先は1件となっております。MLM総合支援サービス（コールセンター、ロジスティクス代行、コンサルティングなど）、つまり企業向けの業務請負（BPO）や支援サービスが主軸の会社であります。同社は、エンジニアを多数抱えており自社でシステム開発を行っているため、当社の広告事業において、外注に依存している部分の内製化を実現させ、利益率の向上に大きく寄与していただけると考えております。

また、エンターテインメント事業においては将来的に新たな自社コンテンツの開発にも取り組んでいきたいと考えており、そちらも同社のエンジニアの力により実現可能になります。

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、既存事業の拡充や新規事業の開始、並びに自己資本比率の改善による財務基盤の安定化といった目的を達成するために、本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり株主価値の向上につながるものと判断しており、かかる資金用途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

当社は、代表取締役である吉川元宏を中心に割当予定先との間で、第三者割当により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、払込金額を1株当たり150円に決定いたしました。本新株式の払込金額を1株当たり150円に決定した経緯及び当社取締役会の判断は以下となります。

当社は、取締役会において、当該発行価額による本新株式の発行について審議を行い、当社グループが、本新株式の発行を実行する必要性について、本新株式の発行を含む本第三者割当は、財務基盤の改善及び事業への先行投資に繋がり、当社において新たな収益を獲得するために必要であり、本第三者割当が当社グループの企業価値及び既存株主価値の向上に資すると考えられること、当社の自己資本比率を改善させることで財務基盤が強化され、対外的信用力の改善が見込めることなどの理由から、2025年12月開催の当社取締役会では、これらの状況を総合的に勘案して発行価格について審議を行い、当社取締役会で審議した当社の意向として市場株価を基礎とした発行価額とすることを当社は代表取締役である吉川元宏から割当予定先に提案しました。

割当予定先からは、大幅な営業赤字を継続していることから財務基盤の改善と将来収益源への先行投資を行う目的であれば2024年12月5日公表の第三者割当による新株式発行及び第8回新株予約権の発行と同値での本新株式の発行と第9回新株予約権の発行の引き受けで構わないとのご意見を受けました。

当社としましても市場株価を基礎とした発行価額の採用を打診しておりましたが、当社の将来的な価値上昇への期待も込め、割当予定先の要望も考慮すべきと判断し、市場株価以外に株式価値の一般的な公正価値評価の算定手法であるDCF法を検討するにあたり、第三者算定機関に当社の株価算定を依頼いたしました。

算定手法の採用について、第三者機関である山下会計事務所（所在地：奈良県生駒市 北大

和2丁目29番地2、代表者：山下互相）（以下「本算定機関」といいます。）は、継続企業であればDCF法が最も企業の公正価値評価においては優れているとされており、類似企業の選定により大きく差異が生じる類似企業比較法を採用する妥当性は低いと判断し当該算定方法を排除したとのことです。株式の公正な価額決定の方式には、その他ネットアセットアプローチによる方法もありますが、この場合、一時点の財産価値を示すにすぎず、営業権や収益性が反映されないことから排除しているとのことです。

新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、当社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社／未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、本算定機関に本新株式の算定を依頼し、株式価値算定書を手入しております。

本算定機関は、当社普通株式1株当たりの株式価値について、DCF法による株式価値を算定することで、当社の株式価値の範囲を算出しております。

DCF法につきましては、当社が提供した事業計画（予測期間：3年間）「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のEX事業分野における新規事業の運営資金、再生エネルギー事業分野における新規事業の運営資金及びM&A資金への資金充当を行うことで売上高及び収益の回復を見込んだもの）に基づきフリーキャッシュフローを算出し、WACCによって割り引くことで理論株式価値を算出しました。WACCについては、リスクフリーレート2.123%（2026年3月4日における日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」長期国債381の平均複利利回り）、リスクプレミアム5.500%、対市場 β 0.695（SPEEDA β ）、小規模リスクプレミアム3.700%により、株主資本コストを9.645%と算出しました。

本算定に基づき、2025年9月30日を基準日として、当社株式価値を、3,947百万円（1株当たり価値141円）と算定しており、この合理的範囲（株式価値評価額の上下10%程度）として、127円～155円と算定しております。同報告書では、この算定方法により、当社の株式価値を127円～155円と算定しており、本新株式の発行価額150円はこの範囲内となっております。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である3,947百万円（1株当たり価値141円）は妥当であると判断しております。なお、当該事業計画は本第三者割当の際の公正価値算定のため作成したものであり、2026年6月期業績予想として作成したものではありません。

なお、当該事業計画は2027年6月期に黒字化を予定しておりますが、大幅な増益インパクトを織り込んでおります。具体的な想定内容といたしましては、2025年6月期に資金制約で抑制した広告運用等の再開に加え、蓄電池事業とM&Aが寄与いたします。既存事業の正常化と新規収益源の連結により、営業レバレッジを効かせた収益構造へ転換し、30%以上の利益増加を伴う速やかな業績のV字回復を実現する想定となっております。

なお、当社においても本算定により当社の株主価値は3,947百万円と評価されておりますが、時価総額（上場維持基準は40億円）と企業価値は必ずしも一致するものではありません。

当該算定結果を受けて、改めて当社および割当予定先が協議を行い当該算定結果の合理的範囲である150円にて双方合意に至りました。

当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアム、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である124.17円から20.80%のプレミアム、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である133.22円から12.60%のプレミアム、当該直近営業日までの6か月間の終値平均である165.63円から9.44%のディスカウントとなっております。

なお、当社監査等委員会から本算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、当該事業計画及び本新株式の価額算定方法についても妥当性が認められること、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくことから、発行時の株価との乖離が可能な限り小さくなるよう決定されたものであって、既存株主の利益保護の観点からも合理的であり、また、本第三者割当増資による増資規模の必要性、本第

三者割当増資で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から十分な検討が行われていること及び当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアムとなっており、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がなく、従って、当社取締役会として、1株当たりの払込金額を150円とすることは、適法である旨の意見が述べられております。

② 第9回新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である本算定機関に依頼し、第9回新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

本算定機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第9回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価115円（2026年3月4日の終値）、行使価額150円、流動性ディスカウント（30%）、配当率（0%）、リスクフリーレート（2.123%）、ボラティリティ（86.09%）、クレジット・コスト（61.5%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026年4月1日から2028年3月31日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第9回新株予約権の発行価額を12.32円（1株当たり0.123円）と算定いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定の前提条件は、割当予定先は、当社株価が行使価額を上回っている状況下において、随時権利行使を行うものとします。ただし、株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を1日あたり売買出来高の中央値の約10%ずつ売却できることを前提として、権利行使を行うものとし、全て売却した後、次の権利行使をするものとしております。なお、発行体は、基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。取得条項（コール・オプション）については、当社は、第9回新株予約権の割当日以降、第9回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議して取得日を定めたときは、取得の対象となる第9回新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第9回新株予約権1個あたり発行価額と同額で、当該取得日に残存する第9回新株予約権の全部または一部を取得することができるように設計しております。なお、取得条項につきましても、第9回新株予約権の行使価額に代替資金調達コスト（修正CAPMにより算出）9.645%を加えた額を、当社株価が超過した場合に発動する前提で算定されております。発行体が取得条項を行使した場合に割当予定先は、取得日までは、上記と同様に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

上記、本算定機関が評価算出した第9回新株予約権1個の評価額12.32円（1株当たり0.123円）は、第9回新株予約権の諸条件、第9回新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、第9回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

当社としても、当該評価額と同額以上とすることが適切と考え、第9回新株予約権の発行価額を第9回新株予約権1個につき13円として決定いたしました。

第9回新株予約権の行使価額150円は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアム、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である124.17円から20.80%のプレミアム、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である133.22円から12.60%のプレミアム、当該直近営業日までの6カ月間の終値平均である165.63円から9.44%のディスカウントとなっております。

ります。

当社といたしましては、払込金額が算定結果である評価額と同額以上で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、第9回新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

なお、当社監査等委員会から第三者算定機関である本算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、第9回新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額を上回る13円を払込金額として決定しており、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,666,700株（議決権数66,667個）及び24,133,400株（議決権数241,334個）の合計30,800,100株（議決権数308,001個）となり、2025年12月31日現在の発行済株式総数27,053,500株（議決権数270,489個）に対して、本新株式の発行により24.64%（議決権比率24.65%）、本新株予約権の発行により89.21%（議決権比率89.22%）の合計113.85%（議決権比率113.87%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数30,800,100株を行使期間である2年間（245日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量125,715株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高505,134株の24.89%であり（なお、参考として、1年間（122日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量252,460株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高505,134株の49.98%であり）、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先は一度に第9回新株予約権の行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておらず、第9回新株予約権の行使については、本第三者割当により取得した新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であること、また、本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先から当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本第三者割当が及ぼす株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えております。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、資本充実に伴い財務体質を改善させ、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	KANDB INVESTMENT L. L. C
(2) 所 在 地	Office 103-157, AL MARARR 3, Al Mararr, Dubai, United Arab Emirates
(3) 代表者の役職・氏名	Manager, 畑瀬 匡甫

(4) 事業内容	投資事業
(5) 資本金	AED (エミラティディルハム) 300,000
(6) 設立年月日	2024年10月24日
(7) 発行済株式数	100株
(8) 決算期	10月
(9) 従業員数	-名
(10) 主要取引先	投資事業のため該当事項はありません。
(11) 主要取引銀行	Emirastes NBD
(12) 大株主及び持株比率	畑瀬 匡甫 100%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社株式1,333,000株及び当社第8回新株予約権840個を保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (AED (エミラティディルハム))	
	決算期 2025年12月期
純資産	(707,942)
総資産	65,901,315
1株当たり純資産	(7,079)
売上高	0
営業利益	(38,904)
経常利益	(1,007,942)
当期純利益	(1,007,942)
1株当たり当期純損失	(10,079)
1株当たり配当金	-

(注) 1. 別途時点を明記していない限り2026年3月5日現在におけるものであります。

2. 2025年12月期は、設立日である2024年10月24日から2025年12月31日までの期間となります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本第三者割当による資金調達の実施にあたり、ファイナンシャル・アドバイザー（以下「FA」といいます。）を起用し、当社の資金需要、財務状況及び事業計画を踏まえた資金調達スキーム並びに割当予定先候補の検討を行いました。

FAを通じて複数の投資家候補について、投資実績、資金供給力、投資判断の迅速性及び本第三者割当の条件等を総合的に検討した結果、KANDB INVESTMENT L.L.C（以下「KANDB」といいます。）が、当社の資金需要に対して適切な条件での出資が可能であり、かつ払込実行の確実性が高いと判断いたしました。

KANDBは、前回の第三者割当増資において当社新株予約権の引受実績があり、その際における契約条件の遵守及び払込実行の実績を有しております。当社としては、これらの実績を踏まえ、資金調達の実行確度の観点からも同社を評価しております。

以上の検討結果を踏まえ、当社はFAの助言のもと、KANDBを本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

なお、KANDBはアラブ首長国連邦ドバイ市において投資事業を運営する法人であり、同社の株主かつManagerである畑瀬匡甫氏は、株式会社HATASE HOLDINGS（所在地：東京都中央区日本橋二丁目1番3号、代表者：代表取締役 畑瀬 匡甫）において経営コンサルティング業務を行っております。また、畑瀬氏は個人投資家として、当社代表取締役である吉川元宏が取締役を務める、東京証券取引所グロース市場に上場する株式会社海帆（証券コード：3133）の当時の株主でもあり、2023年7月に吉川元宏との面会を契機として交流がありました。

本第三者割当については、当社の資金需要を踏まえ、2025年10月上旬に、当社FAであるB D E 有限責任事業組合の組合員である吉松利益氏及び当社代表取締役である吉川元宏より、FAを通じて畑瀬氏に対し引受の検討を依頼したところ、当社の置かれた状況及び事業戦略について理解と賛同を得られ、第9回新株予約権による第三者割当であれば引受可能との意向が示されたため、本第三者割当の引受けに至りました。

また、本第三者割当の引き受け交渉を進めるにあたり、前回新株予約権の行使に関しましては、一時停止をしておりましたが、今後問題なく行使いただける旨を伺っております。

同社は、既存株主として、当社の主幹事業であるMS事業およびEX事業の内容、これまでの事業推移、直近の業績動向や財務状況について継続的に把握しており、前連結会計年度における業績悪化および債務超過の発生を踏まえた当社の事業再構築の方針についても十分な理解を示しております。また、当社が進めている既存事業における効率化および投資規模の適正化、EX事業における新たな事業モデルの構築、ならびに再生可能エネルギー事業への参入や将来的なM&Aを含む成長戦略についても、同社は中長期的な視点から理解を示しております。

以上の理由から、当社は、本第三者割当による資金調達における割当予定先として、既存株主であるKANDB INVESTMENT L. L. Cを選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先からは当社の新しい経営陣による既存事業の拡大及び新規事業としての再生可能エネルギー事業への投資による確かな企業再編への道のりに理解を示していただき、企業価値向上を目指した中長期保有目的である旨の意向を口頭にて表明していただいております。

割当予定先が第8回新株予約権を複数回譲渡したことに関しては、当社が事業再編を進めるにあたり、事業上において友好的なパートナーになりえる先に譲渡を依頼し、大株主として承諾していただいた経緯がございます。

また、本資金調達の引き受け交渉を進めるにあたり、前回新株予約権の行使に関しましては、一時停止をしておりましたが、今後問題なく行使いただける旨を伺っております。

なお、当社は割当予定先から払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座残高証明及び取引明細（2026年2月19日付）を取得し、本新株式及び第9回新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認いたしました。割当予定先は、一度に第9回新株予約権の行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、第9回新株予約権の行使については、本第三者割当により取得した新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であること、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことの説明を割当予定先の代表取締役である畑瀬氏より当社代表取締役である吉川元宏氏が口頭にて確認しております。

また、本新株式の引受け及び第9回新株予約権の権利行使に際して必要な払込原資に関しましては、二社の法人からの長期借入金となっており、借入期間は3年間で新株予約権の行使期間終了後に返済予定であることを割当予定先の代表取締役である畑瀬氏より当社代表取締役である吉川元宏氏が口頭にて確認しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるKANDB INVESTMENT L. L. Cの役員又は主要株主（主な出資者）、割当予定先の長期借入金の借入先である二社が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社TMR代表取締役：高橋新治、住所：東京都千代田区神田錦町

1-19-1 神田橋パークビル6階)に調査を依頼し、同社より2026年2月6日に、長期借入金の借入先については2026年2月12日及び2月20日に、それぞれ調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者及び長期借入金の借入先が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

7. 募集後の大株主及び議決権比率

(1) 本新株式割当後の株主の持株数と持株比率

募集前 (2025年12月31日)		募集後	
伊藤繁三	13.95%	KANDB INVESTMENT L. L. C	23.72%
ネクスタ匿名組合	12.46%	伊藤繁三	11.19%
小林亜佐美	8.56%	ネクスタ匿名組合	10.00%
KANDB INVESTMENT L. L. C	4.93%	小林亜佐美	6.87%
株式会社YourTurn	4.51%	株式会社YourTurn	3.62%
楽天証券株式会社	4.02%	楽天証券株式会社	3.23%
藤原彬晃	2.59%	藤原彬晃	2.08%
有限会社SmilesCafe	2.14%	有限会社SmilesCafe	1.72%
矢口達也	1.85%	矢口達也	1.48%
株式会社SBI証券	1.68%	株式会社SBI証券	1.35%

- (注) 1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。
 2. 募集前の持株比率については、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき、算出しております。
 3. 募集後の大株主及び持株比率については、今回の割当予定先以外は2025年12月31日現在の株主名簿から変更がないものとして算出しております。

(2) 第9回新株予約権が全部行使された後の株主の持株数と持分比率

募集前 (2025年12月31日)		募集後	
伊藤繁三	13.95%	KANDB INVESTMENT L. L. C	52.02%
ネクスタ匿名組合	12.46%	伊藤繁三	6.69%
小林亜佐美	8.56%	ネクスタ匿名組合	5.98%
KANDB INVESTMENT L. L. C	4.93%	小林亜佐美	4.11%
株式会社YourTurn	4.51%	株式会社YourTurn	2.16%
楽天証券株式会社	4.02%	楽天証券株式会社	1.93%
藤原彬晃	2.59%	藤原彬晃	1.24%
有限会社SmilesCafe	2.14%	有限会社SmilesCafe	1.03%
矢口達也	1.85%	矢口達也	0.89%
株式会社SBI証券	1.68%	株式会社SBI証券	0.81%

- (注) 1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。
 2. 募集前の持株比率については、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき、算出しております。
 3. 募集後の大株主及び持株比率については、今回の割当予定先以外2025年12月31日現在の株主名簿から変更がないものとして算出しております。

4. 募集後の持分比率は、権利行使した当社株式を継続保有したと仮定し作成しておりますが、行使期間中のKANDB INVESTMENT L.L.Cが行使をした新株予約権にかかる株式を売却することにより比率が変動し、50%を超えない場合もございます。
5. 募集後の持分比率は、第10回新株予約権の権利行使による増加分は考慮しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、既存事業及び新規事業の拡充、並びに自己資本比率の改善による財務基盤の安定化といった目的を達成するために、有利発行を伴い、議決権比率ベースで113.87%と大規模な希薄化が生じながらも本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり株主価値の向上につながるものと判断しております。

また、今回の資金調達による、影響については未定でありますので、判明し次第速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,666,700株及び24,133,400株の合計30,800,100株（議決権数は308,001個）となり、当社の総議決権数270,489個（2025年12月31日現在）に占める割合が113.87%と25%以上となることから、本新株式及び本新株予約権の発行は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。具体的には、2026年3月30日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当に関する議案の中で、本第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、本第三者割当の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様によるご承認をいただくことを条件としております。

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社グループは、事業の継続及び中長期的な成長を実現するため、運転資金の確保並びに財務基盤の強化が喫緊の課題となっております。特に、既存事業の安定運営に加え、今後の事業展開に必要な資金需要を勘案すると、早期かつ確実な資金調達手段を講じる必要があると判断いたしました。このような状況において資金調達の方法として、当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることに加えて、当社グループの財政状態から新規の借入は困難であるとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも、間接金融ではなく、直接金融による資金調達の早期実現が必須不可欠であると判断いたしました。さらには、本第三者割当を行うことによって、手元資金の充実だけでなく、自己資本比率の改善によって財務状況の安定化が見込まれ、収益性の改善が図れることや連結純資産の更なる増強が実現できるものと考えております。

(既存株主への影響についての取締役会の判断の内容)

当社取締役会は、当社が今後、事業拡大、収益拡大を推進していくためには、本第三者割当によって当社事業を拡大することが可能になること、財務体質の改善により債務超過に陥る可能性が低下すること、これにより当社グループにおける業績の改善ひいては株主価値の拡大に繋がることと考えております。また、当面の先行きも不透明である状況から継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況の払しょくにも資するものと考えております。

当社グループでは当該状況を解消すべく、以下の事業施策により収益性を高め、財務施策

により資金繰りの改善を図ることを最優先の事項と考えております。約113.85%という大規模な希薄化を伴いながらも本第三者割当を行うことについて、既存株主の皆様への影響があることは理解しながらも、上記「5. 発行条件等の合理性(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、当社株主価値の拡大につながるものと判断でき、その必要性を認めることができると判断いたしました。この判断につきましては、当社監査等委員会が賛成の意見であることを確認しております。

また、本第三者割当の方法につきましても、本新株式と第9回新株予約権を発行し割当てることで、当社が当面必要とする事業資金を調達できること、また、本新株予約権によって当社の事業の進捗状況に応じた段階的な出資によって増資を図ることに関して、かかる手法には、現在の弊社における財務政策としては「2 募集の目的及び理由(2) 当該資金調達の方法を選択した理由」に記載の通り十分な合理性があると判断いたしました。この判断につきましても、当社監査等委員会が賛成の意見であることを確認しております。

さらに、当社監査等委員会が、当社における本第三者割当に至る手続きについて、会社法、金融商品取引法その他関係法令及び東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続きを履践して行われる予定であることを確認しており、さらに本第三者割当の発行手続きに関しても相当との意見を表明しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。このように本第三者割当は大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、東京証券取引所の定める規則に従い、2026年3月30日に開催予定の臨時株主総会（基準日：2026年3月3日）において、株主の皆様ご意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本第三者割当を行うことといたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況その他

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決算期	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
売上高	4,484	2,085	319
営業利益又は営業損失（△）	56	△1,840	△561
経常利益又は経常損失（△）	42	△2,021	△684
親会社株主に帰属する当期純利益（△）	△7	△3,028	△715
1株当たり当期純損失（△）（円）	△1.53	△576.48	△69.81
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	99.69	△226.27	10.81

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年12月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	27,053,500株	100%
現時点における潜在株式数	954,800株	3.5%

（注）上記潜在株式数は、第8回新株予約権9528個及び第2回新株予約権20個に係る潜在株式

数の合計であります。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の株価の状況 (単位:円)

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
始値	2,298	1,280	1,027
高値	3,500	1,371	1,082
安値	1,052	1,120	158
終値	1,271	1,278	312

②最近6ヶ月間の株価の状況 (単位:円)

	10月	11月	12月	2026 1月	2月	3月
始値	247	178	151	127	125	141
高値	259	178	168	155	179	143
安値	174	124	124	117	97	109
終値	177	149	126	124	139	115

(注) 2026年3月の株価は、2026年3月4日までの数値を記載しています。

③発行決議日の前営業日における株価 (単位:円)

	2026年3月4日現在
始値	115
高値	123
安値	109
終値	115

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①2024年5月9日開示による第三者割当による新株式発行

払込期日	2024年5月27日
調達資金の額	総額 1,040,200,000円
発行価額	1株につき743円
募集時における発行済株式数	5,119,300株
当該募集による発行株式数	1,400,000株
募集後における発行済株式総数	6,519,300株
割当先	第三者割当の方法による 株式会社YourTurn 1,400,000株
発行時における当初の資金使途(注2)	①金融機関への短期借入金返済(1):540百万円 ②ブリッジローンの返済(1):400百万円

発行時における 支出予定時期	①2024年5月～2024年6月 ②2024年5月～2024年6月
現時点における 充当状況	①金融機関への短期借入金返済(1)：540百万円 ②ブリッジローンの返済(1)：400百万円

(注) ①新株式発行に伴う発行時における当初の資金使途の対象は上記資金使途①、②であります。またその資金の充当につきましては、当初予定から変更されており、以下のとおりとなっております。

【変更前】

具体的な使途	金額	支出予定時期
①金融機関への短期借入金返済(1)	540百万円	2024年5月～2024年6月
②ブリッジローンの返済(1)	400百万円	2024年5月～2024年6月

【変更後】

具体的な使途	金額	支出時期
①金融機関への短期借入金返済(1)	540百万円	2024年5月
②ブリッジローンの返済(1)	400百万円	2024年5月

②第7回新株予約権の発行

払込期日	2024年5月27日
発行新株予約権数	1,900個
発行価額	総額 28,842,000円 (新株予約権1個当たり15,180円)
発行時における調達予定 資金の額	1,440,542,000円
割当先	第三者割当の方法による 株式会社YourTurn 1,900個
募集時における 発行済株式数	5,119,300株
当該募集による潜在株式数	19,000,000株 (本新株予約権1個につき1,000株)
現時点における行使状況	484,000株
現時点における調達した 資金の額	388,454,000円
発行時における当初の資金使 途(注2)	③ブリッジローンの返済(2)：100百万円 ④新規事業進出のためのM&A資金：600百万円 ⑤契約負債の返済：285百万円 ⑥金融機関への短期借入金返済(2)：190百万円 ⑦運転資金：238百万円
支出予定時期	③2024年5月～2024年9月 ④2024年5月～2024年9月 ⑤2024年5月～2024年12月 ⑥2024年5月～2026年6月 ⑦2024年5月～2026年6月
現時点における充当状況	注記をご参照ください。

(注) 1. (1)③のブリッジローンの返済(2)につきましては、2024年11月29日付で、借入金により返済を行っております。

- (2) ④新規事業進出のためのM&A資金につきましては、当該「第7回新株予約権」の権利行使が進んでいないため、投資などを行っておりません。
- (3) ⑤契約負債の返済に関しましては、「①新株式」で獲得した1,040百万円とそれに伴い充当した「①金融機関への短期借入金返済(1)」540百万円及び「②ブリッジローンの返済(1)」400百万円の合計940百万円との差額である残額100百万円より充当し、残額185百万円につきましては、貸倒引当済みの債権回収や代表者からの借入金による手持ち資金にて完済となっております。
- (4) ⑥金融機関への短期借入金返済(2)は新たな短期借入金での借り換え及び前期に比較し、売上の大幅な減少に伴い、予定納税が過大納付となった消費税の還付金から償還を行いました。
- (5) 発行費用は、本来新株式発行分から控除予定でありましたが、新株予約権の権利行使に伴う調達資金から控除致しました。その結果、新株予約権の権利行使分の使途総額に対する資金使途が、128百万円(税抜)変更が生じることとなりました。

2. 新株予約権の発行に伴う発行時における当初の資金使途の対象は上記資金使途③から⑦であります。またその資金の充当につきましては、当初予定から変更されており、以下のとおりとなっております。なお、新株予約権の発行及び本日現在における権利行使に伴い獲得した資金の合計金額は388,454,000円(発行により得た資金は、28,842,000円であり、権利行使により得た資金は、359,612,000円です。)であります。

【変更前】

具体的な使途	金額	支出予定時期
③ブリッジローンの返済(2)	100百万円	2024年5月～2024年9月
④新規事業進出のためのM&A資金	600百万円	2024年5月～2024年9月
⑤契約負債の返済	285百万円	2024年5月～2025年12月
⑥金融機関への短期借入金返済(2)	190百万円	2024年5月～2026年6月
⑦運転資金	238百万円	2024年5月～2026年6月

【変更後】

具体的な使途	金額	支出予定時期
⑤契約負債の返済	100百万円	2024年5月
⑦運転資金	239百万円	2024年7月～2024年10月
⑧第7回新株予約権の取得及び消却費用	21百万円	2024年12月

- (注) 1. 第7回新株予約権の発行及び権利行使に伴い獲得した資金は388,454,000円であります。また、⑦運転資金として2024年10月までに使用した金額は239百万円であり、2024年10月までに発行費用として128百万円を充当しております。
2. ⑤契約負債の返済100百万円の支出時期が2024年5月となっているのは、その充当原資が「①新株式」で獲得した1,040百万円とそれに伴い充当した「①金融機関への短期借入金返済(1)」540百万円及び「②ブリッジローンの返済(1)」400百万円の合計940百万円との差額である残額100百万円より充当されたことによるものであります。
3. 2025年2月6日付でその時点で残存する第7回新株予約権のすべてを取得し消却しております。詳細については、同日付「第7回新株予約権(第三者割当)の取得及び消却完了に関するお知らせ」をご参照ください。

③ 2024年12月5日開示による第三者割当による新株式発行

払込期日	2025年1月6日
発行新株数	普通株式 6,000,000株
発行価額	総額 1,040,200,000円(1株につき150円)

募集時における発行済株式数	7,006,300株
当該募集による発行株式数	6,000,000株
募集後における発行済株式総数	13,006,300株
割当先	第三者割当の方法による 株式会社アベC 6,000,000株
発行時における当初の資金使途(注1)	① 運転資金 500百万円 ③ M&A及び資本業務提携資金 400百万円
発行時における支出予定時期	① 2025年1月～2025年7月 ③ 2025年1月～2025年12月
現時点における充当状況	① 充当済み ③ 資金使途の変更後、充当済み

(注1) 資金使途については以下のとおり変更となっております。詳細については2025年3月19日「調達資金の資金使途及び支出時期の変更に関するお知らせ」及び2025年10月27日「調達資金の資金使途及び支出時期の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【変更前】

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 運転資金	500 百万円	2025 年 1 月～2025 年 7 月
③ M&A及び資本業務提携資金	<u>400</u> 百万円	2025 年 1 月～2025 年 12 月

【変更後】

具体的な使途	金額	支出時期
① 運転資金	500 百万円	2025 年 1 月～2025 年 7 月
③ M&A及び資本業務提携資金	—	—
④ 短期借入金返済	<u>170</u> 百万円	<u>2025 年 3 月</u>
⑤ 長期借入金返済	<u>230</u> 百万円	2025 年 4 月～ <u>2026 年 1 月</u>

④第8回新株予約権の発行

払込期日	2025年1月6日(月曜日)	
発行新株予約権数	150,000個(新株予約権1個につき100株)	
発行価額	総額67,500,000円(新株予約権1個につき金450円)	
発行時における調達予定資金の額	2,317,500,000円	
割当先	第三者割当の方法による ネクスタ匿名組合 株式会社YourTurn 戸谷 松一 藤吉 修崇 松原 明男	62,800個 30,000個 1,400個 1,400個 1,400個

	TOFU合同会社 KANDB INVESTMENT L. L. C	500個 52,500個
募集時における 発行済株式数	7,006,300株	
当該募集による潜在株式数	15,000,000株	
現時点における行使状況	14,047,200株	
現時点における調達した 資金の額	2,174,580,000円	
発行時における当初の資金使 途(注2)	② 事業資金(MX事業) 598百万円 ③ M&A及び資本業務提携資金 1,600百万円	
支出予定時期	② 2025年1月～2025年12月 ③ 2025年1月～2025年12月	
現時点における充当状況	注記をご参照ください。	

(注1) 資金使途については以下のとおり変更となっております。詳細については2025年10月27日「調達資金の資金使途及び支出時期の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【変更前】

具体的な使途	金額	支出時期
③ M&A及び資本業務提携資金	1,600百万円	2025年1月～2025年12月

【変更後】

具体的な使途	金額	支出時期
① 運転資金	600百万円	2025年10月～2026年6月
⑥ 事業資金(再生可能エネルギー事業)	1,000百万円	2025年10月～2026年6月

※公表した予定の通り、2026年2月28日時点で運転資金に4.8億円、事業資金(MX事業)に5.98億円、事業資金(再生エネルギー事業)に9.9億円を充当しております。

II. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動（予定）

1. 異動が生じる経緯

前述のとおり、本第三者割当に伴い、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれます。

2. 異動予定日

2026年3月31日（予定）

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

① KANDB INVESTMENT L. L. C

KANDB INVESTMENT L. L. Cの概要については、「I. 第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権発行 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 主要株主である筆頭株主であったものが筆頭株主でなくなることとなる株主の概要

① 伊藤繁三

伊藤繁三の概要については、以下のとおりです。

(1)	氏名	伊藤繁三
(2)	住所	栃木県佐野市

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

① KANDB INVESTMENT L. L. C

	属性	議決権の数 (所有株式数) (議決権所有割合)			大株主 順位
		直接保有分	合算保有分	合計	
異動前 (2025年12月31日現在)	—	13,330個 (1,333,000株) 4.93%	—	13,330個 (1,333,000株) 4.93%	第4位
異動後	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	79,997個 (7,999,700株) 23.73%	—	79,997個 (7,999,700株) 23.73%	第1位

(注) 1. 異動前の議決権所有割合は、総株主の議決権の数である270,489個に対する議決権所有割合を記載しております。

2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数である270,489個に、本第三者割当増資による新株式発行により増加する議決権の数66,667個を加算した議決権の数337,156個を基準に算出しております。

3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入して算出しております。

② 伊藤繁三

	属性	議決権の数 (所有株式数) (議決権所有割合)		大株主 順位
		株式数	割合	
異動前 (2025年12月31日現在)	主要株主である筆頭株主	37,739個 (3,773,900株) 13.95%		第1位
異動後	主要株主	37,739個		第2位

	属性	議決権の数 (所有株式数) (議決権所有割合)	大株主 順位
		(3,773,900株) 11.19%	

- (注) 1. 異動前の議決権所有割合は、総株主の議決権の数である270,489個に対する議決権所有割合を記載しております。
2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数である270,489個に、本第三者割当増資による新株式発行により増加する議決権の数66,667個を加算した議決権の数337,156個を基準に算出しております。
3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入して算出しております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

新たにKANDB INVESTMENT L.L.Cが、開示対象となる非上場の親会社等であるその他の関係会社に該当しません。

6. 今度の見通し

今後の見通しについては、「I. 第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権発行 8. 今後の見通し」をご参照ください。

(別紙) 株式会社Birdman 新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数普通株式 6,666,700株
2. 募集株式の払込金額 1株当たり 150円
3. 払込金額の総額 1,000,005,000円
4. 申込期間 2026年3月31日
5. 払込期日 2026年3月31日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額： 500,002,500円
増加する資本準備金の額： 500,002,500円
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、6,666,700株 全てをKANDB INVESTMENT L.L.C に割当てる。
8. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 原宿支店
東京都港区北青山三丁目6番1号
9. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 新株式の発行に関して必要な事項の決定については2026年3月5日開催の当社取締役会において決議している。
 - (3) 上記各項については、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会における議案の承認を効力発生の条件とする。
 - (4) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

(別紙) 株式会社 Birdman 第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社 Birdman 第9回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,773,342円
3. 申込期間 2026年3月31日
4. 割当日及び払込期日 2026年3月31日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、本新株予約権213,334個を KANDB INVESTMENT L.L.C に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式21,333,400株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 上調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 213,334個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金13円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、金150円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権

利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
11. 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2026年4月1日から2028年3月31日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
本新株予約権は、本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限
会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を

行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、第11項に記載の行使期間中に第19項及び第20項に記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく第19項に記載の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 行使請求受付場所

株式会社Birdman

東京都渋谷区松壽一丁目5番3番

20. 払込取扱場所

東京都港区北青山三丁目6番1号

株式会社三菱UFJ銀行 原宿支店

21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる

株式の種類再編当事会社の同種の株式。

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については2026年3月5日（木曜日）開催の当社取締役会において決議している。

- (3) 上記各項については、2026年3月31日開催予定の臨時株主総会における議案の承認（特別決議）を効力発生の条件とする。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上